

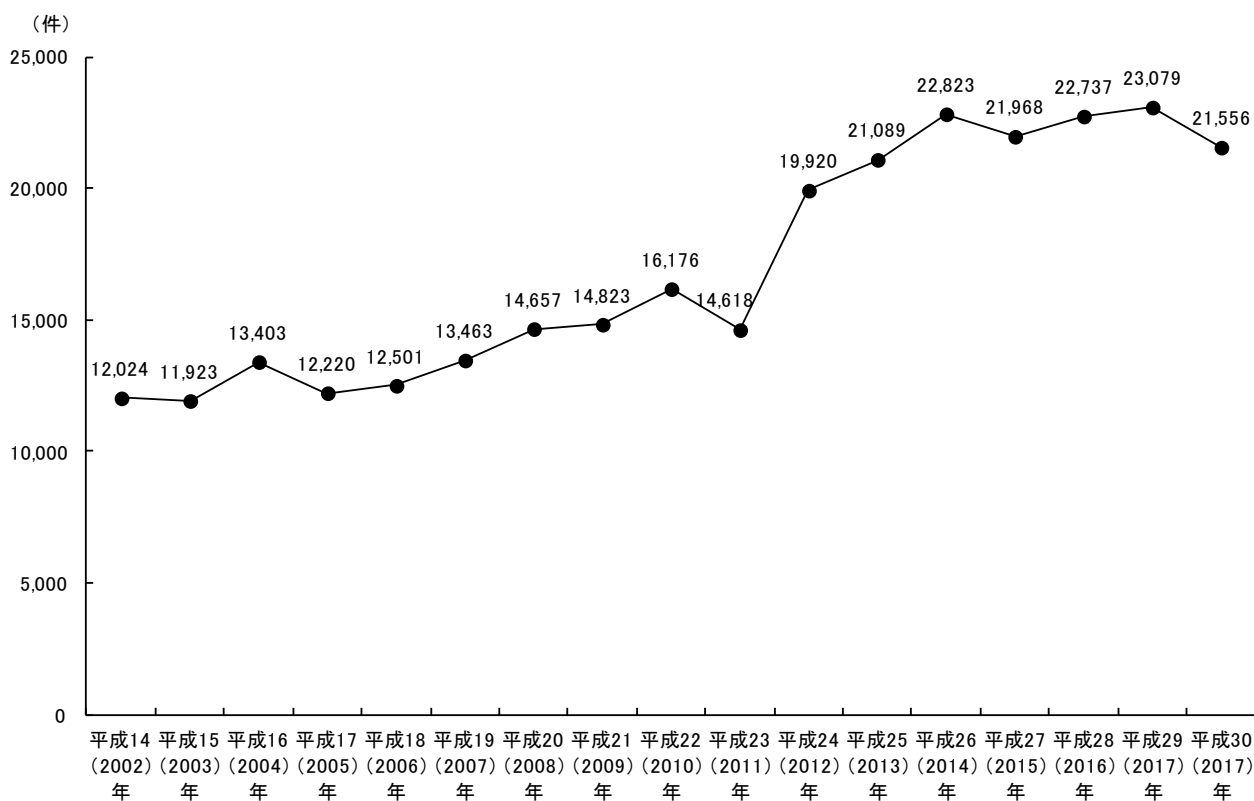
V 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

V-2 ストーカー被害者に対する支援

1. ストーカー事案の相談等件数

ストーカー事案の相談等件数は、平成 30（2018）年は 21,556 件に減少したが、平成 24 年以降高水準で推移している。

図表 V-2-1 ストーカー事案の相談等件数の推移（全国）



※平成 12 年はストーカー規制法施行日（11 月 24 日）以降の件数

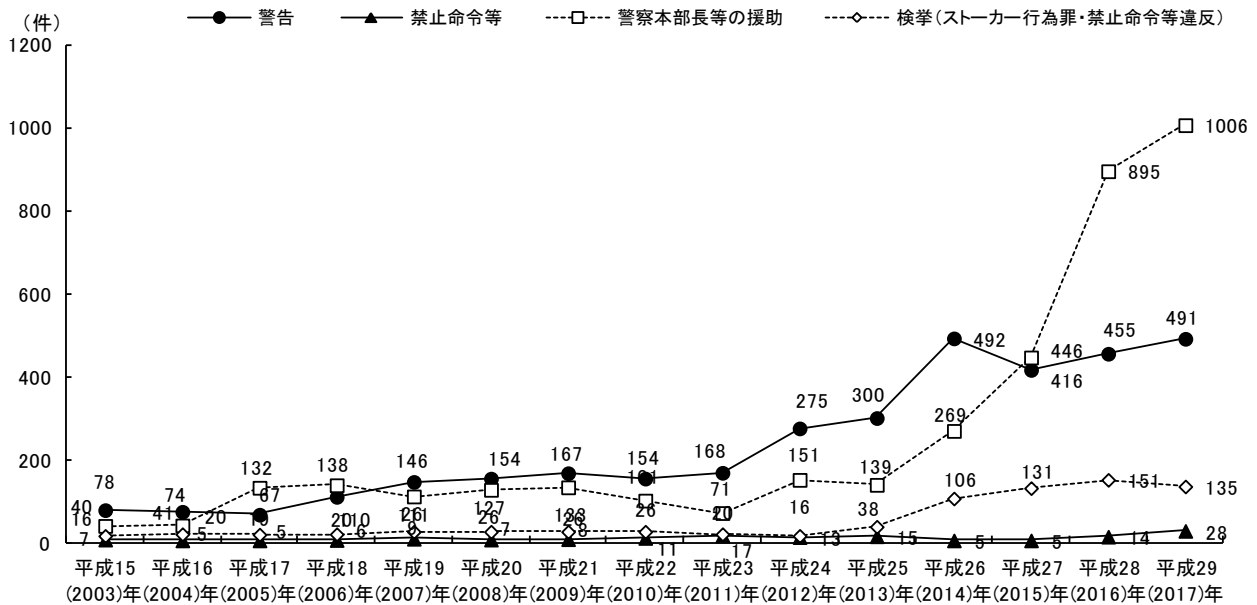
資料：警察庁「平成 30 年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

2. ストーカー規制法の適用状況

ストーカー規制法の適用状況をみると、都では「警告」は平成 24（2012）年以降増加傾向にある。「禁止命令等」は平成 29（2017）年に急増した。
全国では平成 24（2012）年以降増加していたが、平成 29（2017）年から減少している。「禁止命令等」は平成 29（2017）年から急増している。

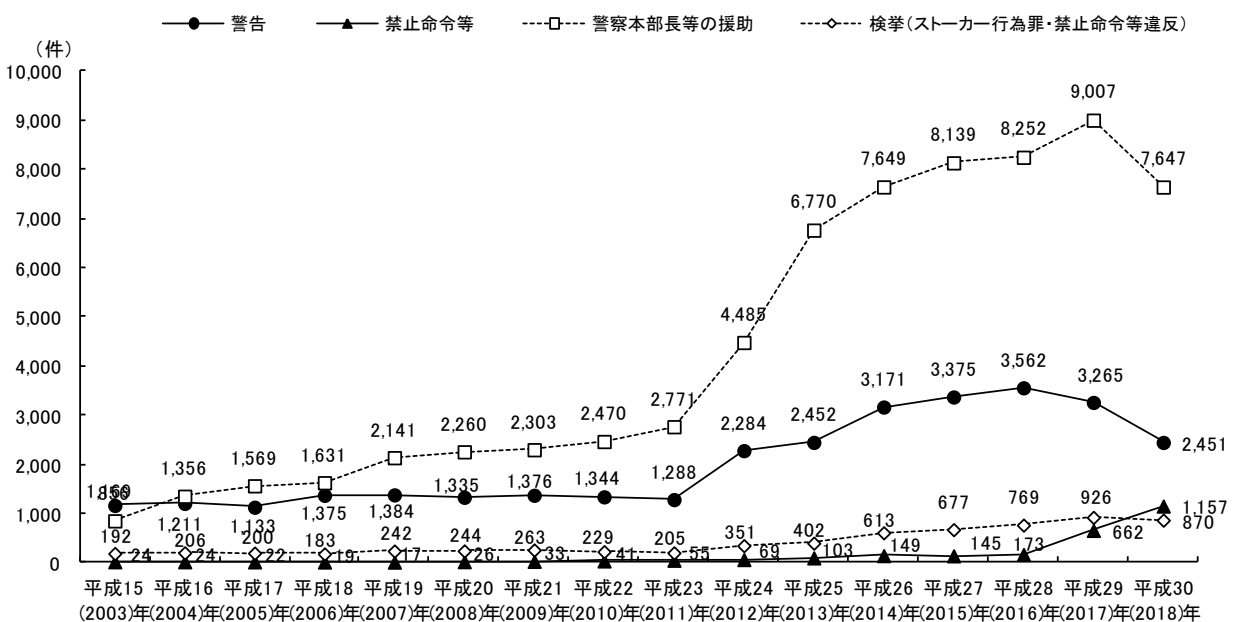
図表 V-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移（都・全国）

<都>



資料：警視庁「警視庁の統計」（平成 29 年）

<全国>



資料：警察庁「平成 30 年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」